

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ志戸部店

所在地 津山市林田一六〇ー八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名（有限会社池田薬局を削除し、株式会社ドーグを追加するものである。）

（変更前）

(1) 名称 有限会社池田薬局

住所 津山市二宮八一一二

代表者の氏名 代表取締役 池田 篤正

(2) ほか五者

（変更後）

(1) 名称 株式会社ドーグ

住所 津山市津山口一一一一一

代表者の氏名 代表取締役 小原 茂輝

(2) ほか五者

4 変更年月日

平成十八年十二月十六日

二 届出年月日

平成十九年五月二十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年五月二十九日から平成十九年九月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課